明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七〇）　一
〔告　示〕
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務二四四）　三
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務二五三）　三六
〔人事異動〕
最高裁判所　三五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三七
特殊法人等
地方職員共済組合役員の異動関係　九二
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　九二
会社その他
会社決算公告　九三、九六

府令

○内閣府令第七十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年八月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄